

納付を忘れている税金はありませんか？

▶ 問合せ 役場収納課

平成30年度に納めていただく税金の納め忘れはありませんか？
今一度ご確認をお願いします。4月になると、平成31年度の税金が課税されますので、平成30年度の税金はお早めに納付してください。

納付書はありますか？

お手元に納付書がある場合は、役場出納室または納付書裏面に記載のある金融機関・コンビニで納付してください。紛失してしまった場合は再発行しますので、役場収納課へご連絡ください。

税金を滞納してしまうと…

「督促状」や「催告書」を送付しても納付やご連絡がなく、滞納を放置すると、勤務先・取引先・金融機関等への財産調査や、財産の差押（預貯金・不動産・給与等）の滞納処分を受けることになります。

大多数の納税者のみなさんには、納期限までに納付いただいている。

役場収納課では、滞納処分をして、納期限までに納付された人との公平性を保つことに努めています。

納期限を過ぎてしまうと…

納期限を過ぎても納付がないと「督促状」を発送して納付のお知らせをします。

納付が遅れると延滞金（納期限の翌日から起算）も納付しなければならなくなる場合がありますので、今一度納め忘れの税金がないかご確認ください。

便利な口座振替をご利用ください

- ①出かけなくてもOK
- ②納め忘れの心配がなくなる
- ③現金を持ち歩く必要なし！

課税されている人以外の口座からも振替が可能です。利用できる金融機関は納付書裏面に記載しています。

申込みは、役場収納課または金融機関で手続きしてください。

コンビニ納付のご利用を！

● 納付できる税目

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、町県民税、国民健康保険税

● 町税以外で、コンビニで納付できる料金

- ①介護保険料
- ②後期高齢者医療保険料
- ③保育料・保育所使用料・延長保育使用料
　保育主食代・学童保育料・学童おやつ代
- ④水道料金・下水・集排使用料

● コンビニで取扱いできない納付書

- ①バーコードが印字されていない納付書
- ②納付書記載の「取扱期限」を過ぎているもの
- ③汚れや破損、折曲げ等により
　バーコードを読み取ることが
　できないもの
- ④金額を訂正したもの
- ⑤納付書1枚当たりの金額が
　30万円を超えるもの



平成31年度 町税の期別納期限一覧表

税目	納期月 納期限	4月 5月7日 (火)	5月 5月31日 (金)	6月 7月1日 (月)	7月 7月31日 (水)	8月 9月2日 (月)	9月 9月30日 (月)	10月 10月31日 (木)	11月 12月2日 (月)	12月 12月25日 (水)	1月 1月31日 (金)	2月 3月2日 (月)
固定資産税 都市計画税	第1期 (全期)			第2期					第3期		第4期	
軽自動車税		定期										
町県民税			第1期 (全期)		第2期		第3期			第4期		
国民健康保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

※口座振替の人は、納期限前に口座残高をご確認ください